

「南部小学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

1 はじめに

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」はどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳を保持することを目的に、学校と市教育委員会、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

2 いじめ防止のための取組み

(1) 教職員による取組み

① いじめについての共通理解

いじめの様子や特質、原因・背景、具体的な支援・指導上の留意点などについて、生徒支援・指導主任を中心に、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。

② 行動の教育

児童間のトラブルを問題行動としてのみとらえることなく、児童の学びの場となるよう支援する。また、児童同士を言葉でつなぎ、対話を通して自分の行動を振り返る場や、今後自分はどのような行動をとるのかを自己決定する場を設ける。

③ いじめに向かわない態度・能力の育成

ア 児童自らの学びの場の設定

児童の主体的な活動として、いじめ問題に対する取組みを実施する。この取組みをとおし、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」等の考え方は誤りであることや、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になること等を学ばせる。また、その支援・指導の際、児童が「やらされている」活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりすることなく、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかに留意し、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

イ いじめの起きない環境と人間関係の醸成

全校集会や学級活動などの場面で、時折いじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していくと共に、児童に自尊感情など、下記の力を育成することを重視した教育活動（道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動を推進など）を展開する。

- ・自己有用感、自己肯定感、成功体験・失敗体験
- ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- ・自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度
- ・他者と円滑なコミュニケーションを図る能力
(意見の相違があっても互いを認め合いながら調整し解決していける力、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力)
- ・ストレスを適切に対処できる力
(ストレスを感じた場合でも、他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることができる力)

④ 支援・指導上の注意

児童を支援・指導する際や授業中、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長するきっかけになったりすることのないよう、支援・指導の在り方や言葉遣いに、細心の注意を払う。

⑤ 家庭・地域との連携

学年、学級懇談会、家庭訪問、学校（学級）だより等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を図る。また、学校、家庭、地域が、情報端末機器に関連したネットいじめを含めた、いじめの問題について協議・研修する機会を設け、地域と連携した対策を推進する。

(2) 「南部小学校いじめ防止対策協議会」(校内・校外) ※法 22 条により必置項目

- ① 「南部小学校いじめ防止対策協議会」のメンバー構成は、下記のとおりとする。
- 校内職員：校長、教頭、生徒支援（指導）主任、該当担任、他必要に応じて招集
 - 校外関係者：学校運営協議会代表、PTA代表
 - ※学校医、※教育委員会担当者、※スクールカウンセラー、
 - ※教育相談員、※寒河江市福祉課担当者、※主任児童委員、
 - ※寒河江警察署生活安全課少年補導専門官
- ※印は、状況に応じて招集
- ② 当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的取組みを行う。
- ア 校内研修や職員会議等に情報提供の機会を設定する。
 - イ いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
 - ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - エ 定期的な会議（校内）と、必要に応じた臨時会議（校内・校外から状況に応じたメンバーで構成）を行い、具体的な計画の作成・実行・修正等を行う。
 - オ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。
 - カ 事案が複雑化していない場合の対応や日常的な活動に係る対応は、校内職員だけで行ってもよいものとする。

3 取組みの評価と早期発見のために

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努める。そのために、次のような具体的な対応を行う。

(1) 定期的なアンケートの実施

見えにくいいじめを察知することと、児童の人間関係や心の状態を把握するために、定期的にアンケート調査を実施し、その結果を担当だけでなく学年主任とその学級に係ることの多い複数の教員で共有することで、常に子供たちの様子に気を配るようにする。なお、アンケートについては5年間保存する。

(2) コミュニケーションによるアセスメント

- ① 定期的な教育相談や日常的な声かけ
教育相談や日常的な声かけを実施することにより、個別の状況把握に努める。
また、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、いじめを訴えやす

い学級経営や信頼関係が構築されているかを、教職員用チェックシートを活用し、随時点検する。

- ② その他の場面等を生かしたアセスメント
休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、日常行われている日記等を活用して、交友関係や悩みを把握したりする。

(3) 感染症等に関する人権への配慮と対応

- ① 偏見、不安、ストレスへの対処
感染症等の感染者や濃厚接触者、感染症の対応や治療にあたる医療従事者等に関係する児童に対して、偏見やいじめが起こらないよう、学校全体で注意深く見守り、いじめの未然防止に取り組むと共に、不安やストレスを抱えている児童がいる場合には、S C等を活用し、必要に応じて関係機関と連携を取りながら対応する。
- ② 適切な知識の支援・指導
心ない言動やSNSへの書き込みなど差別や偏見、いじめを決して行わないよう、感染症に係る適切な知識を基に発達段階に応じた支援・指導を徹底する。

(4) 校外の相談窓口の活用

寒河江市や山形県の教育相談窓口について周知し、学校以外にも悩みを相談することができる場所があることを認知させる。

4 「いじめ」を認知した場合の対応

(1) 素早い事実確認・報告・相談

- ① 発見したり・通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ② 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせた上で事実確認を行い、当該児童へ適切に支援・指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- ③ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全（情報の出所の扱い等）を確保する。
- ④ いじめる児童に対して必要な教育上の支援・指導を行っているにもかかわらず、その支援・指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく寒河江警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき（重大事態と認知された場合）は、直ちに寒河江警察署に通報すると共に、「寒河江市いじめ問題対策専門委員会」の招集を求め、適切な援助を求める。

VI-16

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「南部小学校いじめ対策協議会」に報告し組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

(3) 被害者への対応及びその保護者への支援

- ① いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はせず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊心を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱いや情報の出所等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ② 家庭訪問等により、速やかに保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保するための組織を早急に構築する。
- ③ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、その子に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において支援・指導する等、いじめられた子が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、「市いじめ問題対策連絡協議会」のメンバーに、協力を要請する。
- ④ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) 加害児童及びその保護者への対応

- ① 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を支援・指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、その子の人格の成長に主眼を置いた支援・指導を行うよう努める。
- ② いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、いじめをやめさせると共に、再発を防止する。必要に応じて「市いじめ問題対策協議会」のメンバー等の協力を得る。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応をおこなう。また、いじめた児童の保護者に対しても継続的な助言を行う。
- ③ いじめた児童への支援・指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行い、いじめた児童が、心理的な孤立感・疎外感を受けないよう一定の教育的配慮の下、支援・指導を実施する。状況に応じては、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ④ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。又、状況に応じて出席停止制度の活用について市教育委員会と協議する。

(5) 集団へのはたらきかけ

- ① いじめを見ていた児童に対しても、いじめ問題における傍観者は、加害者と似たような立場であることを自覚させ、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう支援・指導する。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を持った集団の育成に努める。
- ② いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって解決と判断されるべきであることを、教員が十分に認識した上で集団に支援・指導する。また、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① ICT教育の推進と併せて、インターネット上のいじめやネット上のいじめやトラブルに巻き込まれることを防止する観点から、有害情報への対応などの情報モラル教育を行う。特に、ウェブサイト上における特定の児童生徒への誹謗中傷、画像や動画の掲載などがいじめにつながり、容易に被害者にも加害者にもなることを各学年の発達段階に応じて適切に支援・指導する。
- ② 児童のインターネット利用状況等について十分に実態を把握するとともに、家庭等への情報共有への協力を求めていく。
- ③ SNS等による誹謗中傷やインターネット上の不適切な書き込み等があった場合には、被害の拡大を避けるための支援・指導を速やかに行う。特に、名誉毀損やプライバシー侵害等については、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講じる。

5 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置（法 28 条①：必置）と調査の実施

いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止のため、下記の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

<重大事案と想定されるケース>

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

<組織の構成>

「南部小学校いじめ防止対策協議会」「寒河江市いじめ問題対策専門委員会」

(2) 校内の連絡・報告体制

校内における連絡・報告体制は、別紙「学校緊急連絡体制」による。

(3) 重大事態の報告

当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、寒河江市教育委員会を通じて寒河江市長へ報告する。

(4) 外部機関との連携

重大事態に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、「寒河江市いじめ問題対策専門委員会」の他に、必要に応じて村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

6 校内研修

(1) いじめの理解、組織的な対応、支援・指導記録の生かし方等に関する研修計画

- ① いじめに係る校内研修を行い、いじめを始めとする児童支援・指導上の諸問題等に関する教職員の共通認識を図る。
- ② 「道徳の授業」の充実、「児童支援・指導の機能を生かした授業づくり」について研修を深め、いじめの問題の未然防止に努める。

7 学校評価

(1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

学校評価において、その目的を踏まえて、いじめの問題を取り扱う。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。

(2) 地域や家庭との連携

学年、学級懇談会や学校だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取り組み、学校評価の結果等について知らせ、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

(3) 校内におけるいじめの防止等に対するPDCAサイクル 等

いじめ防止のための組織が策定した長・短期計画に基づき、常に組織的な対応による、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取り組みを徹底し、その都度取り組み状況を児童の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。

8 その他

(1) 縦割り活動、社会参画活動等による自己有用感、自己肯定感の育成

縦割り兄弟学級による異年齢交流、地域行事やスポーツイベントへの積極的参加等を通し、児童の自己肯定感を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。

(2) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。